

【別添】

令和8年度滋賀県職員健康診断業務委託仕様書

令和8年度滋賀県職員健康診断業務委託については、次のとおりとする。

1 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 委託の内容 (1) 定期健康診断
(2) 雇入時健康診断
(3) 特殊業務従事職員健康診断

3 委託の概要

(1) 定期健康診断

- ア 実施時期 令和8年5月下旬から7月のうち26日間程度
- イ 実施場所 県内一円で巡回実施（別紙5参照）
- ウ 検査項目 滋賀県職員健康診断実施要綱2（2）による
ただし、胸部検診の精密検査項目は必要が生じたときに別に契約することとする。
- エ 検査方法 別紙1「定期健康診断の流れ」により実施
- オ 受診者データ ・電子媒体で渡す。
・受診者に追加、変更等が生じた場合は随時応じることとする。
- カ 受診票作成 ・二次検診が受診できるよう、自覚症状欄（自覚症状、既往歴、現症のチェック等）を設けるとともに、前回データ（身長、体重、血清脂質等）を表示すること。
・受診票には特定健康診査における問診項目を表記すること。
・受診者が受診票を万が一紛失した場合は、再発行すること。これにかかる経費は新たに発生しないこと。
・受診票は、所属コード順に並べるとともに所属コード内は職員番号順に並べること。また、所属単位で区切って納品すること。
- キ 受診結果 ・総合判定を予め受託者において行い、受診者ごとに、前回データと今回データの比較できる「総合判定表」（別紙6・例）を紙媒体で報告すること。また、県産業医の総合判定後、その結果を反映すること。
・個人健康診断結果表（記載内容の詳細は委託者と協議して決定する）は受診者ごとに2部作成し、1部は県用、1部は受診者用として、紙媒体で報告すること。また、過去の検査結果を併記すること。なお、受診者用については、県で準備する通知（A4サイズ1枚程度）を同封し、開封せずに個人の所属・氏名が判別できる状態で、封書により所属ごとにまとめて納品すること。封筒の表には親展であること、健康診断の結果が在中されていること、発出先がわかるように印字すること。また、封筒の裏面には健康管理指導区分の区分表を記載すること。
・検査の判定は別紙2「定期健康診断判定基準」で行うこと。
・受診者一覧表（所属と氏名のみが記載された表）は、健診日・所属別に紙媒体で2部報告すること。
・個人健康診断結果表は、受診後1カ月以内に報告すること。
・全受診者の受診結果データを、マイクロソフト社製エクセルにより

作成し、電子媒体で納品すること。

- ・データの修正の必要性が生じた場合は、随時応じること。
- ・人事委員会および各労働基準監督署に提出する「定期健康診断結果報告書」を所属ごとに作成すること。また所属別集計を行うこと。

ク その他

- ・健診終了ごとに、日報を提出すること。
- ・胸部エックス線撮影については、異なる医師によるダブル読影・比較読影後、判定を行うこと。また、胸部精密検査対象者にはCD-ROMを作成し、納品すること。要精密検査対象外のものについては検査結果を5年間保存すること。

・眼底検査については、医師による判定結果を付記すること。また眼底精密検査対象者には画像写真を作成し眼底写真を納品すること。要精密検査対象外のものについては検査結果を5年間保存すること。

- ・心電図検査は、高密度サーマルヘッド感熱記録方式の機器により行うこと。

・心電図検査については、医師による判定結果を付記すること。心電図波形用紙は、要精密検査対象となった結果のみ納品すること。要精密検査対象外のものについては5年間保存すること。

- ・身体の障害等により、会場で採尿できない者やバスでの胸部エックス線撮影ができない者については、採尿容器の事前配布やバリアフリー施設等において受診できるよう配慮すること。

・診察で他覚所見を判定する際は、現病歴や既往歴を聴取し医療で管理中の場合は、主治医に相談するよう指導し要受診とするか慎重に判断すること。

- ・身長および体重の測定は、自動身長体重測定機器で行うこと。

・腹囲測定は「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」（厚生労働省健康局）を参考にして行うこと。

- ・血圧測定は、日本循環器管理研究協議会が明示する測定法に準じて行うこと。なお、測定方法は次のとおりとすること。

○測定前には、5分以上の安静。（待ち時間がない場合は、5分待ってもらおう。） ○測定中の会話はしないこと。 ○測定回数は原則2回とし、その回の測定値の低い方の値を用いる。ただし、実施状況に応じて、1回測定についても可とする。 ○2回目の測定は、1～2分の間隔をあけて測定を行う。

- ・血液検査結果については、境界域、異常域の区分を明記すること。

・血液検査については、別紙3「至急連絡基準一覧」に基づき、検査結果および受診票の写しを早急に県健康管理係に返却すること。

- ・採血後、検査の段階で溶血、乳び血清等を記録し、報告書に入力すること。必要に応じて県健康管理係から再検査を指示する。

・会場設営、受付、身長・体重測定および片づけ等に要する経費は出張料に含めること。

- ・集団健診実施期間内に長期出張等でやむを得ず受診することができなかった職員については、次の方法により実施すること。

① 集団健診の方法により実施すること。受診日は総務事務・厚生課長の指定する日とする。（令和8年9月頃1日間程度）

② 受託者の診療所等において実施すること。受診日は受託者の健診日

のうちから総務事務・厚生課長の指定する日とする。

(2) 雇入時健康診断

- ア 実施時期、場所、方法 県庁および受託者の診療所等において実施する。
- ① 県庁において実施する場合
実施日：定期健康診断と同時実施および令和9年1月から2月で総務事務・厚生課長が指定する日
方 法：集団健診の方法により別紙4「雇入時健康診断の流れ」により実施。
- ② 受託者の診療所等において実施する場合
実施日：令和8年4月から令和9年3月の間で受託者の健診日のうちから総務事務・厚生課長の指定する日
方 法：受託者の健診方法により実施。
- イ 検査項目 滋賀県職員健康診断実施要綱2（1）による
- ウ 受診者データ ・電子媒体で渡す。
・受診者に追加、変更等が生じた場合は随時応じることとする。
- エ 受診票作成 健診日当日、受付にて受渡しを行う。
- オ 受診結果 ・総合判定を予め受託者において行い、受診者ごとに、「総合判定表」（別紙6・例）を報告すること。また、県産業医の総合判定後、その結果を反映すること。
・個人健康診断結果表（記載内容の詳細は委託者と協議して決定する）は受診者ごとに2部作成し、1部は県用、1部は受診者用として、紙媒体で報告すること。なお、受診者用については、開封せずに個人の氏名が判別できる状態で、封書により納品すること。封筒の表には親展であること、健康診断の結果が在中されていること、発出先がわかるように印字すること。また、封筒の裏面には健康管理指導区分の区分表を記載すること。
・検査の判定は別紙2「定期健康診断判定基準」で行うこと。
・全受診者の受診結果データを、マイクロソフト社製エクセルにより作成し、電子媒体で納品すること。
・項目でデータの修正の必要性が生じた場合は、随時応じること。
・個人健康診断結果表は、受診後1カ月以内に報告すること。
- カ その他 ・①については、日報を提出すること。
・胸部エックス線撮影については、異なる医師によるダブル読影・比較読影後、判定を行うこと。また、胸部精密検査対象者にはCD-ROMを作成し、納品すること。要精密検査対象外のものについては検査結果を5年間保存すること。
・心電図検査は、高密度サーマルヘッド感熱記録方式の機器により行うこと。
・心電図検査については、医師による判定結果を付記すること。心電図波形用紙は、要精密検査対象となった結果のみ納品すること。要精密検査対象外のものについては5年間保存すること。
・身体の障害等によりバスでの胸部エックス線撮影ができない者につい

ては、バリアフリー施設等において受診できるよう配慮すること。

- ・身長および体重の測定は、自動身長体重測定機器で行うこと。
- ・腹囲測定は「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」（厚生労働省健康局）を参考にして行うこと。
- ・血圧測定は、日本循環器管理研究協議会が明示する測定法に準じて行うこと。なお、測定方法は次のとおりとすること。

○測定前には、5分以上の安静。（待ち時間がない場合は、5分待ってもらおう。） ○測定中の会話はしないこと。 ○測定回数は原則2回とし、その回の測定値の低い方の値を用いる。ただし、実施状況に応じて、1回測定についても可とする。 ○2回目の測定は、1～2分の間隔をあけて測定を行う。

- ・診察で他覚所見を判定する際は、現病歴や既往歴を聴取し医療で管理中の場合は、主治医に相談するよう指導し要受診とするか慎重に判断すること。
- ・血液検査結果については、境界域、異常域の区分を明記すること。
- ・採血後、検査の段階で溶血、乳び血清等を記録し、報告書に入力すること。必要に応じて県健康管理係から再検査を指示する。
- ・定期健康診断と同時実施の場合は、医師診察料と出張料は定期健康診断に計上すること。
- ・会場設営、受付、身長・体重測定および片づけ等に要する経費は出張料に含めること。

(3) 特殊業務従事職員健康診断

ア 実施時期

- ・上期：定期健康診断時
- ・上期：二次検診・再実施 令和8年8、9月で1日間程度
- ・下期：令和8年12月で6日間程度
- ・下期：二次検診・再実施 令和9年2月で1日間程度
- ・B型肝炎ワクチン接種：1回目は該当所属を巡回（1日）2回目・3回目は滋賀県庁および近江学園へ巡回 半日×2日間程度（B型肝炎ワクチンの未受診者等については受託者の診療所等で実施）

イ 実施場所

県内一円で巡回実施（別紙5参照）

ウ 検査項目

滋賀県職員健康診断実施要綱2(3)、B型肝炎感染予防対策実施要領、C型肝炎健康診断実施要領、滋賀県職員結核（感染）予防対策実施要領、麻しん感染予防対策実施要領による。

※特定化学物質取扱業務従事職員健康診断（基本）の単価には検査項目「1 業務の経歴の調査」～「8 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査」までを含むものとする。

※特定化学物質（ホルムアルデヒド・エチレンオキシド）取扱業務従事職員健康診断および深夜業務従事職員健康診断の単価には検査項目「1 既往歴および業務歴の調査」～「5 尿検査（蛋白、糖）」までを含むものとし、「6 心電図検査」、「7 血液検査（①貧血検査、②肝機能検査、③血中脂質検査、④血糖検査）」は、定期健康診断における各項目の単価を適用する。

※有機溶剤取扱業務従事職員健康診断（基本）の単価には検査項目「1 業務の経歴の調査」～「4 有機溶剤による自覚症状または他覚症状

と通常認められる症状の有無の検査」までを含むものとし、「5 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査」～「7 貧血検査（血色素量、赤血球数）」は、特定化学物質等取扱業務従事職員健康診断における各項目（尿中代謝物①～③、肝機能検査①、血液検査①）の単価を、「8 眼底検査」は、定期健康診断における単価を適用する。

※介護業務等従事職員健康診断（運動機能検査）の単価には、検査項目「1 業務歴の調査」～「4 運動機能検査」までを含むものとする。

※情報機器作業従事職員健康診断については「その他医師が必要と認める検査」を除く検診に要する費用を単価に含める。

※特定化学物質等取扱業務従事職員健康診断および粉じん作業従事職員健康診断における二次検診、有機溶剤取扱業務従事職員健康診断、高気圧業務従事職員健康診断、鉛・四アルキル鉛業務従事職員健康診断のうち、医師が必要と認めた場合に追加して行う検査については、必要が生じたときに別に契約することとする。

- エ 受診者データ
- ・電子媒体で渡す。
 - ・受診者に追加、変更等が生じた場合は随時応じることとする。
- オ 受診票作成
- ・原則として滋賀県職員健康診断実施要綱 2(3)カ以外について作成し、前回データを表示すること。
 - ・受診者が受診票を万が一紛失した場合は、再発行すること。これにかかる経費は新たに発生しないこと。
 - ・受診票は、所属コード順に並べるとともに所属コード内は職員番号順に並べること。また、所属単位で区切って納品すること。
- カ 個人票記入
- 滋賀県職員健康診断実施要綱 2(3)カおよび受診票の作成が困難な健康診断については、県所定の健康管理個人票に結果を記入すること。
- キ 受診結果
- ・健康診断の結果判定を予め受託者において行ったものを、県産業医が確認する。県産業医において修正があった場合は、その内容を各種結果表に反映させること。
 - ・滋賀県職員健康診断実施要綱 2(3)ア-2 およびコについては、受診者ごとに、前回データと今回データの比較できる「総合判定表」（別紙 6・例）を紙媒体で報告すること。
 - ・個人健康診断結果表（記載内容の詳細は委託者と協議して決定する）は受診者ごとに 2 部作成し、1 部は県用、1 部は受診者用として、紙媒体で報告すること。なお、受診者用については、県で準備する通知（A 4 サイズ 1 枚程度）を同封し、開封せずに個人の所属・氏名が判別できる状態で、封書により所属ごと職員番号順にまとめて納品すること。封筒の表には親展であること、健康診断の結果が在中されていること、発出先がわかるように印字すること。
 - ・健康診断ごと（特定化学物質については物質ごと）の健康診断個人票を紙媒体で報告すること。
 - ・個人健康診断結果表および健康診断個人票は、受診後 1 カ月以内に報告すること。
 - ・全受診者の受診結果データを、マイクロソフト社製エクセルにより作成し、電子媒体で納品すること。
 - ・データの修正の必要が生じた場合は、随時応じること。
 - ・人事委員会および各労働基準監督署に提出する「各種健康診断結果報

ク その他

告書」を所属ごとに作成すること。また、所属別の集計を行うこと。

- ・上期の実施については、原則定期健康診断と同時実施とする。ただし、特別な機器等の準備が必要な健診項目（介護業務従事職員初年度健康診断等）については、定期健康診断実施日のうち委託者が定めた日に実施する。なお、深夜業務従事職員健康診断、特定化学物質（ホルムアルデヒド、エチレンオキシド）取扱業務従事職員健康診断の1回目について定期健康診断対象者は定期健康診断として実施する。定期健康診断対象外職員については、特殊業務従事職員健康診断として実施する。
- ・情報機器作業従事職員健康診断については下期で実施する。
- ・健診終了ごとに、日報を提出すること。
- ・B型肝炎に関する抗原・抗体検査は、定量値を基準にした判定量で行うこと。
- ・B型肝炎ワクチンを接種した場合は、接種証明書等を発行すること。
- ・C型肝炎検査は対象者に抗体検査を実施後、必要時、HCV核酸増幅検査を行うこと。
- ・結核感染予防対策（T-SPOT 検査）で陰性以外の結果となった場合は、胸部レントゲン検査結果をCD-ROMで納品すること。
- ・麻しんに関する抗体検査は、EIA法による実施とすること。
- ・尿中代謝物については週末実施とし、健診日に採取できなかった場合は、該当所属を巡回し回収すること。上期の対象者には事前に回収キットを配布する。
- ・心電図検査は、高密度サーマルヘッド感熱記録方式の機器により行うこと。
- ・各健診における問診・診察については、医師が行うこととし、会場設営や片づけ等に要する経費は出張料に含めること。
- ・定期健康診断と同時実施の場合、医師出動料と出張料は定期健康診断に計上すること。
- ・健診実施期間内に長期出張等でやむを得ず受診することができなかった職員については、次の方法により実施すること。
 - ① 集団健診の方法により実施すること。受診日は総務事務・厚生課長が指定する日とする。
 - ② 受託者の診療所等において実施すること。受診日は、受託者の健診日のうちから総務事務・厚生課長の指定する日とする。

(4) 病院事業庁職員について

下記事項については、病院事業庁経営管理課と連絡調整することとし、病院事業庁職員の各種受診票および結果の納品は病院事業庁にする。

- ・各健康診断受診者データの受渡し
- ・総合判定表、個人健康診断結果表、結果データの納品
- ・定期健康診断「至急連絡基準一覧」に基づく連絡
- ・その他健診実施に伴う連絡事項

(5) その他

- ① 定期健康診断、雇入時健康診断および特殊業務従事職員健康診断の入札内訳書の受診予定人数中には病院事業庁職員、企業庁職員、びわこボートレース事業庁および派

遣職員も含まれており（一部を除く）、請求時には病院事業庁、企業庁、びわこポートレース事業庁および派遣先ごとの請求明細を作成のうえ、総務事務・厚生課に提出すること。

② 検査内容が重複している場合の検査費用の請求にあたっては、重複しないようにすること。

（例えば、「特定化学物質等取扱業務従事職員健康診断」と「有機溶剤取扱業務従事職員健康診断」の両方の受診対象者であって、同じ内容の「肝機能検査」を実施する場合、検査費用の請求にあたっては、「検査料金表」中「特定化学物質等取扱業務従事職員健康診断（肝機能検査①）」を1人分のみ請求すること。）

③ 受診予定者で、身体の障害等により巡回健診が受診できない者の健診については、受託者の診療所等において実施すること。受診日は受託者の健診日のうちから総務事務・厚生課長の指定する日とする。

④ 健康診断実施中に事故が生じたときは、受託者において責任をもって対処すること。

⑤ 受託者の管理者の指揮監督の下、医師または歯科医師である実施責任者に医療法およびこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診を管理させること。

⑥ 定期健康診断は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「特定健康診査」に該当するものであり、指定された問診項目を網羅すること。また、これに関わる結果の提供について、地方職員共済組合滋賀県支部または全国健康保険協会滋賀支部から依頼があった場合、厚生労働省が示す標準的仕様で作成した電子データにより提供するものとする。

⑦ 本仕様書に記載のない事項およびその他詳細については、県健康管理系の指示に従うものとする。その際に、本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性質上当然必要なものは、受託者の負担で行うものとする。

4 健診の派遣

各健康診断において検査を効率的に行うために必要なスタッフを派遣し、予定された時間内で円滑に実施できるよう努めること。

- ・定期健康診断…半日で最大300人程度の健康診断を確実に実施できること。

一次受付	
胸部レントゲン	(放射線技師)
検尿	(臨床検査技師)
聴力	
視力	
腹囲	
血圧	(看護師)
二次受付	
採血	(看護師)
心電図	(臨床検査技師)
眼底検査	(臨床検査技師)
受診票回収	
診察	(医師)
相談	(保健師)

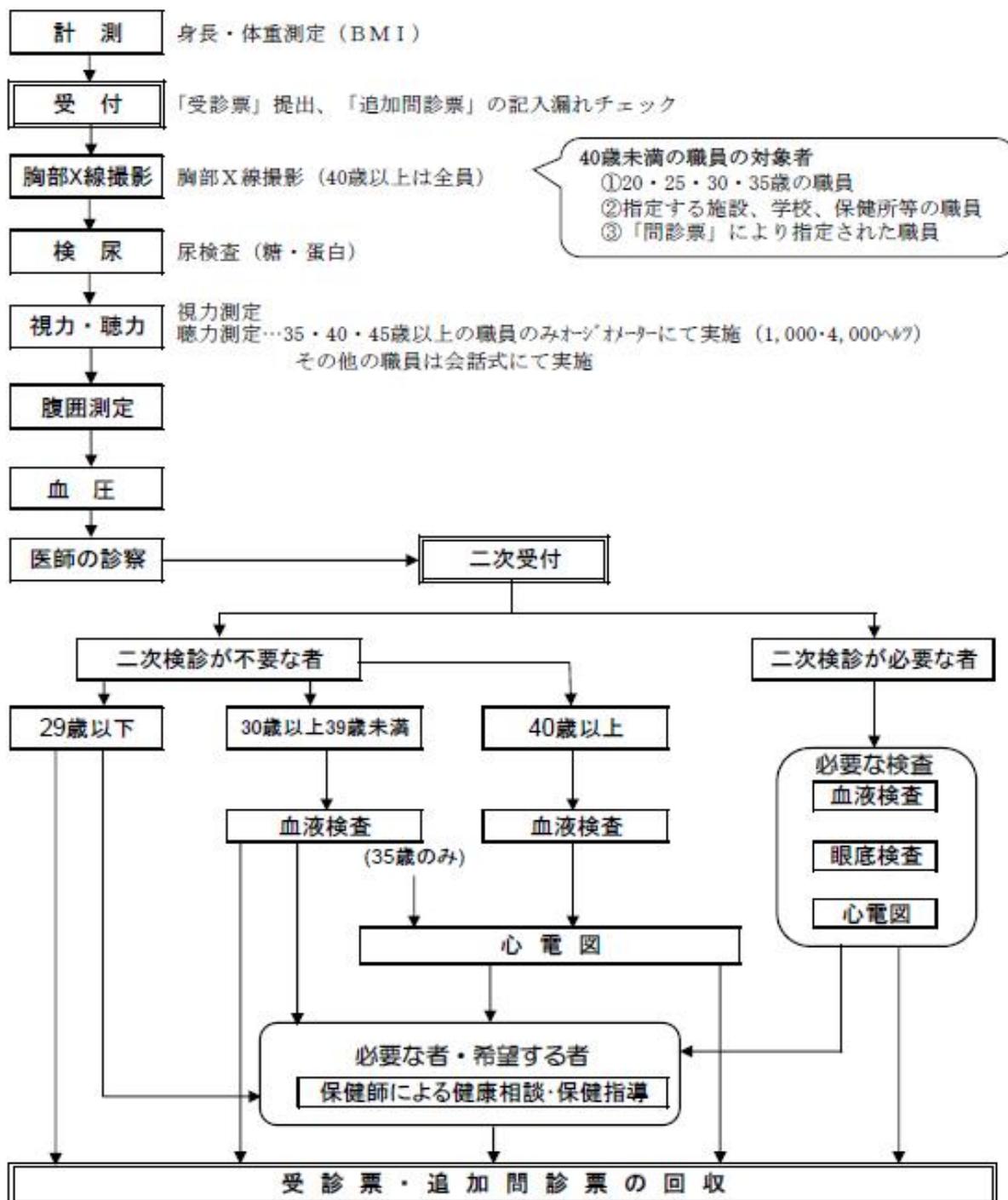
- ・雇入時健康診断(集団健診)

受付	
胸部レントゲン	(放射線技師)
検尿	(臨床検査技師)
聴力	
視力	
血圧	(看護師)
採血	(看護師)
診察	(医師)

- ・特殊業務従事職員健康診断…検査日ごとの検査項目に応じた派遣とすること。

受付	
検尿	(臨床検査技師)
血圧及び採血	(看護師)
心電図及びスパイロ	(臨床検査技師)
視機能検査	(臨床検査技師)
診察	(医師)

令和8年度 定期健康診断の流れ



定期健康診断判定基準

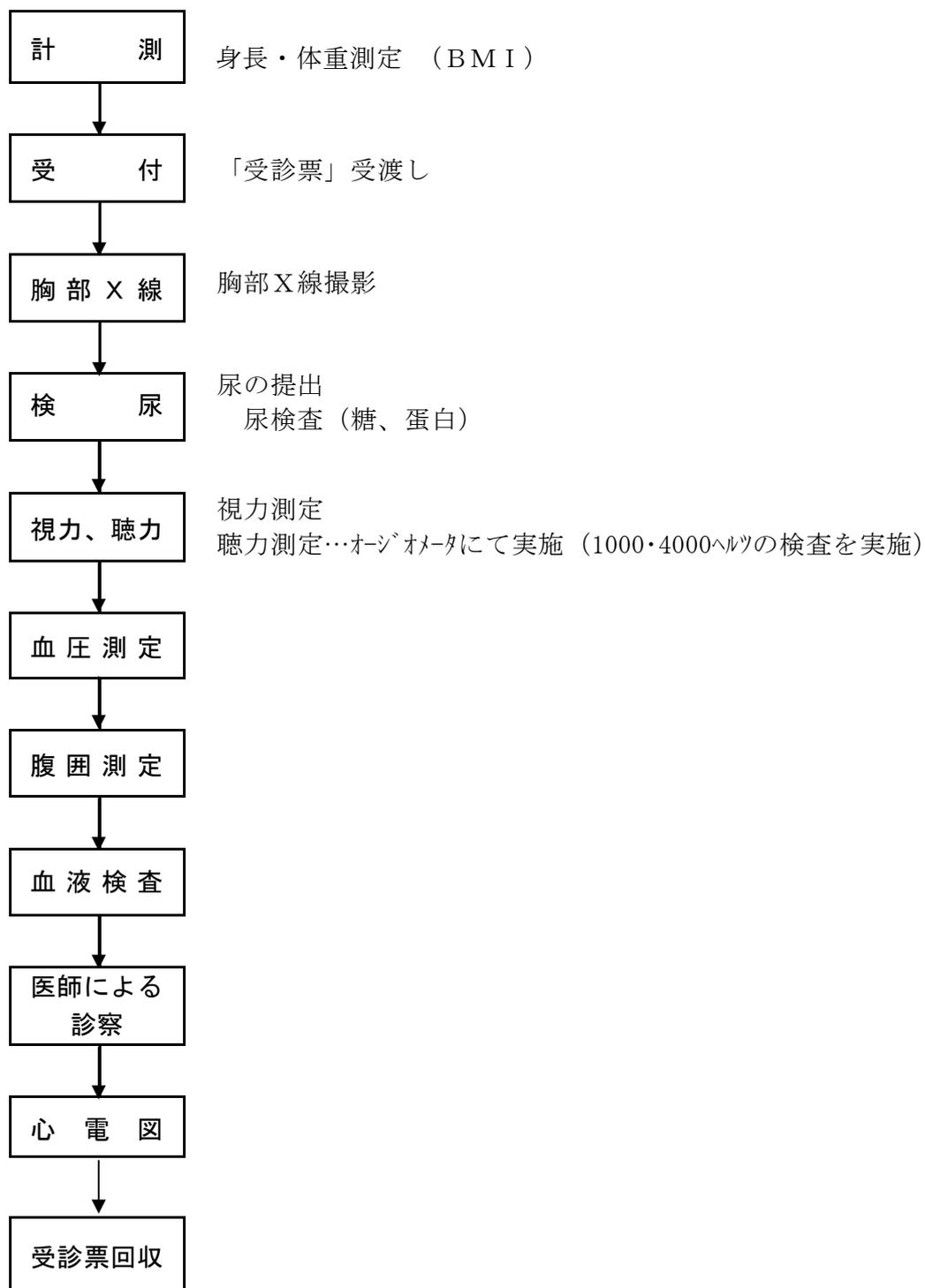
項目名	単位記号	性別区分	年齢From	年齢To	正常値範囲		判定外	LL	L			N		H		HH	判定外
肥満度・BMI		男	1	999	18.5	24.9			0.1	18.4	18.5	24.9	25.0	99.9			
		女	1	999													
腹囲	cm	男	1	999	0.1	84.9					0.1	84.9	85.0	999.9			
		女	1	999													
血圧最高	mmHg	男	1	999	1	139					1	139	140	159	160	999	
		女	1	999													
血圧最低	mmHg	男	1	999	1	89					1	89	90	99	100	999	
		女	1	999													
白血球数	$\times 10^2/\text{mm}^3$	男	1	999	40	85		1	29	30	39	40	85	86	94	95	9999
		女	1	999													
赤血球数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	男	1	999	400	520		1	349	350	399	400	520	521	600	601	9999
		女	1	999													
ヘモグロビン	g/dl	男	1	999	13.0	16.0		0.1	10.0	10.1	12.9	13.0	16.0	16.1	18.0	18.1	999.9
		女	1	999													
ヘマトクリット	%	男	1	999	40.0	55.0				31.0	39.9	40.0	55.0		55.1	999.9	
		女	1	999													36.0
Hb-A1c (NGSP)	%	男	1	999	4.6	5.5				0.1	4.5	4.6	5.5	5.6	6.4	6.5	99.9
		女	1	999													
ALP	U/l	男	1	999	38	113	1	37				38	113	114	192	193	9999
		女	1	999													
AST (GOT)	U/l	男	1	999	1	30					1	30	31	60	61	9999	
		女	1	999													
ALT (GPT)	U/l	男	1	999	1	30					1	30	31	60	61	9999	
		女	1	999													
γ -GTP	U/l	男	1	999	1	50					1	50	51	100	101	9999	
		女	1	999													
HDL-c	mg/dl	男	1	999	40	999		1	34	35	39	40	999				
		女	1	999													
LDL-C直接法	mg/dl	男	1	999	1	119					1	119	120	179	180	999	
		女	1	999													
中性脂肪	mg/dl	男	1	999	1	149					1	149	150	299	300	9999	
		女	1	999													
クレアチニン	mg/dl	男	1	999	0.01	1.20					0.01	1.20	1.21	1.29	1.30	99.99	
		女	1	999													0.01
尿酸	mg/dl	男	1	999	2.1	6.9		0.1	2		2.1	6.9	7.0	8.9	9.0	99.9	
		女	1	999													
e-GFR	ml/min/1.73m ²	男	19	39	70	999		1	59	60	69	70	999				
		男	40	60	60	999		1	49	50	59	60	999				
		男	61	999	60	999		1	45	46	59	60	999				
		女	19	39	70	999		1	59	60	69	70	999				
		女	40	999	60	999		1	49	50	59	60	999				
		女	61	999	60	999		1	45	46	59	60	999				
血糖 随時	mg/∠	男	1	999	70	139		1	59	60	69	70	139	140	199	200	9999
		女	1	999													
血糖 空腹時(食後10時間以上)	mg/∠	男	1	999	70	99		1	59	60	69	70	99	100	125	126	9999
		女	1	999													

定期健康診断至急連絡基準一覧

《血液検査結果データ》

	項目	至急連絡基準値	単位
肝機能検査	AST	300以上	U/l
	ALT	300以上	U/l
	γ -GTP	1000以上	U/l
腎機能検査	CRE	5.0以上	mg/dl
血糖検査	BS	40以下	mg/dl
		400以上	mg/dl
	HbA1c (NGSP)	10以上	%
末梢血液検査	RBC	200以下	$\times 10^4 / \mu l$
	Hb	5.0以下	g/dl
	Ht	21.0以下	%

雇入時健康診断の流れ



・定期健康診断

実施場所	住所	実施日数
県庁北新館	大津市京町四丁目 1-1	8 日
6/1、6/2、6/9、6/19、6/25、6/29、7/13、7/14、7/22、7/23、7/24 のうち で8日実施する。		
南部合同庁舎	草津市草津三丁目 14-75	1. 5 日
甲賀合同庁舎	甲賀市水口町水口 6200	1 日
東近江合同庁舎	東近江市八日市緑町 7-23	1. 5 日
湖東合同庁舎	彦根市元町 4-1	1. 5 日
湖北合同庁舎	長浜市平方町 1152-2	1. 5 日
高島合同庁舎	高島市今津町今津 1758	1 日
自動車税事務所	守山市木浜町 2298-2	0. 5 日
琵琶湖環境科学研究センター	大津市柳が崎 5-34	0. 5 日
琵琶湖博物館	草津市下物町 1091	0. 5 日
近江学園	湖南市東寺四丁目 1-1	0. 5 日
衛生科学センター	大津市御殿浜 13-45	0. 5 日
淡海学園	甲賀市土山町大野 283-20	0. 5 日
農業技術振興センター	近江八幡市安土町大中 516	0. 5 日
長浜土木事務所木之本支所	長浜市木之本町黒田 1234	0. 5 日
企業庁	野洲市吉川 3382	0. 5 日
びわこボートレース事業庁	大津市茶が崎 1-1	0. 5 日
総合病院	守山市守山五丁目 4-30	2. 5 日
6/4、6/5、6/26、7/2 うち 2. 5 日実施する。		
総合病院こども棟	守山市守山五丁目 7-30	1. 0 日
6/12、7/9 のうち 1. 0 日実施する。		
精神医療センター	草津市笠山八丁目 4-25	1. 0 日
6/10、6/15 のうち 1. 0 日実施する。		

・特殊業務従事職員健康診断

実施場所	住所	実施日数	
		上期	下期
県庁北新館	大津市京町四丁目 1-1	原則 定健同 時実施	7 日
南部合同庁舎	草津市草津三丁目 14-75		
甲賀合同庁舎	甲賀市水口町水口 6200		
東近江合同庁舎	東近江市八日市緑町 7-23		
湖東合同庁舎	彦根市元町 4-1		
湖北合同庁舎	長浜市平方町 1152-2		
琵琶湖環境科学研究センター	大津市柳が崎 5-34		
精神保健福祉センター	草津市笠山八丁目 4-25		
近江学園	湖南市東寺四丁目 1-1		
衛生科学センター	大津市御殿浜 13-45		
家畜保健衛生所	近江八幡市西本郷町 226-1		
企業庁	野洲市吉川 3382		
総合病院	守山市守山五丁目 4-30		
総合病院こども棟	守山市守山五丁目 7-30		

滋賀県職員健康診断実施要綱

(令和6年4月1日改正)

1 趣 旨

滋賀県職員安全衛生管理規程（昭和59年3月16日滋賀県訓令第2号。以下「規程」という。）第28条第2項の規定に基づく健康診断の検査項目等および規程第33条第1項の規程に基づく健康管理指導区分については、この要綱による。

2 健康診断受診対象者および検査項目等

(1) 雇入時健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備 考
採用予定者	1 既往歴および業務歴の調査	雇入時 1 回	診断書その他結果を証明する書面(3月を経過しないもの)を提出した職員は省略することができること。 1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの音に係る聴力検査
	2 自覚症状および他覚症状の有無		
	3 身長、体重、腹囲、視力、および聴力の検査		
	4 胸部エックス線検査		
	5 血圧測定		
	6 貧血検査 (血色素量、赤血球数)		
	7 肝機能検査 (AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GTP)		
	8 血中脂質検査 (LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪)		
	9 糖検査 (ヘモグロビンA1c)		
	10 尿検査(蛋白、糖)		
	11 心電図検査		

(2) 定期健康診断

ア 胸部検診

受診対象者	検査項目	回数	備 考
全 職 員	一次検診	1年に 1 回	胸部エックス線検査の対象者は 1 40歳以上の職員について行うこと。 2 40歳未満の職員については次の該当者について行うこと。 (1) 20、25、30、35歳の者 (2) 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施
	1 既往歴の調査		
	2 自覚症状および他覚症状の有無		
	3 胸部エックス線検査		

			設等で働いている者 (3) じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象である者 (4) 医師が必要と認める者 3 次のいずれかに該当する職員は省略することができること。 (1) 結核治療中の者 (2) 胸部検診で要注意の判定を受けている者 (3) 妊婦 (4) 診断書その他結果を証明する書面(同年度内の写でも可)を提出した者 (5) 同年度内に粉じん業務従事職員健康診断を受診した者(予定の者をも含む。)
一次検診の結果必要とされた者	精密検査 1 胸部エックス線撮影 2 かくたん検査 3 その他医師が必要と認める特定検査		

イ 循環器検診

受診対象者	検査項目	回数	備考
全職員	一次検診 1 問診 (家族歴、既往歴、自覚症状等) 2 身長、体重、BMI、腹囲、視力および聴力の検査 3 血圧測定 4 尿検査 (蛋白、糖) 5 心電図検査 6 血液検査 ①貧血検査 (血色素量、赤血球数、ヘマトクリット) ②肝機能検査 (AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GTP) ③血中脂質検査 (HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪)	1年に1回	診断書その他結果を証明する書面(同年度内のもの写でも可)を提出した職員は省略することができること。 $\text{BMI} = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$ 35歳、40歳、45歳以上の職員は1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの音に係る聴力検査を行うこと。 心電図検査は35歳および40歳以上の職員について行うこと。 血液検査は30歳以上の職員について行うこと。

	④尿酸 ⑤糖検査 (ヘモグロビンA1c) ⑥腎機能検査 (クレアチニン、eGFR)		
一次検診の結果必要とされた者	二次検診 1 心電図検査 2 眼底検査 3 血液検査	1年に1回	対象者の基準と検診項目別表1 (二次検診基準と検診項目) のとおり

(3) 特殊業務従事職員健康診断

ア-1 特定化学物質等取扱業務従事職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
特定化学物質等取扱業務に従事する職員	一次検診 1 業務の経歴の調査 2 作業条件の簡易な調査 3 各特定化学物質による自覚症状または他覚症状の既往歴の有無の検査 4 各特定化学物質による自覚症状または他覚症状の有無の検査 5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 6 喫煙歴および喫煙習慣の状況に係る調査 7 肝または脾の腫大の有無の検査 8 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 9 血圧測定 10 血液検査 (赤血球数、白血球数、白血球分画) 11 肝機能検査 (AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GTP、ALP、総ビリルビン) 12 血清コリンエステラーゼ 13 肺機能検査	6か月に1回	2の項目は、二次健康診断が設定されていない場合「作業条件の調査」を実施する。 3～21の項目は、特定化学物質等障害予防規則別表第三により必要な業務について実施する。 インジウム化合物については、ア-1-①を追加する。

	<p>14 尿検査(蛋白、糖、潜血)</p> <p>15 尿中のマンデル酸の量の測定</p> <p>16 尿中の総三塩化物の量の測定</p> <p>17 尿中のマンデル酸およびフェニルグリオキシル酸の総量の測定</p> <p>18 尿中のベータ2-ミクログロブリンの量の測定</p> <p>19 血中のカドミウムの量の測定</p> <p>20 握力</p> <p>21 胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査</p> <hr/> <p>22 尿沈渣検鏡の検査</p> <p>23 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</p> <p>24 尿中のオルトートルイジンの量の測定</p> <p>25 尿中のアンチモンの量の測定</p> <p>26 心電図検査</p> <p>27 尿中の3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタンの量の測定</p> <p>28 肝機能検査または腎機能検査</p> <p>29 尿中の潜血検査</p> <p>30 腹部の超音波による検査</p> <p>31 尿路造影検査等の画像検査</p> <p>32 尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定</p>		<p>22～32の項目は医師が必要と認めた場合に追加して行うこと。</p>
--	---	--	---------------------------------------

一次検診の結果医師が必要と認めた者	二次検診 特定化学物質等障害予防規則別表第四の項目について実施する。	6か月に1回	
-------------------	---------------------------------------	--------	--

ア-1-① 特定化学物質〔インジウム化合物〕取扱業務従事職員への追加健康診断項目

受診対象者	検査項目	回数	備考
特定化学物質のうち、インジウム化合物取扱業務に従事する職員	1 血清インジウムの量の測定 2 血清KL-6の量の測定 3 胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査	6か月に1回	3については医師の判断により特殊なエックス線撮影を行う。(雇い入れ又は当該業務への配置換えの際に行う健康診断におけるものに限る。)
一次検診の結果医師が必要と認めた者	二次健診 特定化学物質等障害予防規則別表第四の項目について実施する。		

ア-2 特定化学物質〔ホルムアルデヒド・エチレンオキシド〕取扱業務従事職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
特定化学物質のうち、ホルムアルデヒド、エチレンオキシド取扱業務に従事する職員	1 既往歴および業務歴の調査 2 自覚症状および他覚症状の有無 3 身長、体重、腹囲、視力(遠視力、近視力)および聴力の検査 4 血圧測定 5 尿検査(蛋白、糖) 6 心電図検査 7 血液検査 ①貧血検査(血色素量、赤血球数) ②肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)) ③血中脂質検査(HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪) ④糖検査(ヘモグロビンA1c)	6か月に1回	定期健康診断を受けた者については、定期健康診断実施後6月間に限り省略できること。 心電図検査は35歳および40歳以上の職員について行うこと。 6、7の検査は医師の判断により年に1回行えばよいこと。

イ 有機溶剤取扱業務従事職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
有機溶剤取扱業務に従事する職員	1 業務の経歴の調査	6か月に1回 (条件により1年に1回)	以下の条件全てに該当する職員は全項目を1年に1回とすることができる。 ① 業務を行う場所における直近3回の作業環境測定の評価結果が第1管理区分に区分されたこと。 ② 同一職場で直近3回の健康診断の結果、当該労働者に異常所見がないこと。 ③ 直近の健康診断実施日からばく露の程度に大きな影響を与える作業方法の変更がないこと。
	2 作業条件の簡易な調査		
	3 ①有機溶剤による健康障害の既往歴の調査		
	②有機溶剤による健康障害の自覚症状および他覚症状の既往歴の有無の検査		
	③5の項目の既往の検査結果の調査		
	④6から8までまたは10から13までの項目の既往の異常所見の有無の調査		
	4 有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査		
	5 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査		
	6 肝機能検査 (GOT、GPT、 γ -GTP)	5、6、7、8の項目は有機溶剤中毒予防規則第29条に定める別表の項目について実施すること。	
	7 貧血検査 (血色素量、赤血球数)		
	8 眼底検査		
	9 作業条件の調査		9、10、11、12、13の項目は医師が必要と認めた場合に追加して行うこと。
	10 貧血検査		
11 肝機能検査			
12 腎機能検査			
13 神経学的検査			

ウ 高気圧業務従事職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
高気圧業務に従事する職員	1 既往歴および高気圧業務歴の調査	6か月に1回	
	2 自覚症状または他覚症状の有無		
	3 四肢の運動機能の検査		
	4 鼓膜および聴力の検査		
	5 血圧測定		
	6 尿検査(蛋白、糖)		
	7 肺活量の測定		
	8 作業環境調査		8～11の項目は医師が必要と認めた場合に追加して行うこと。
	9 肺換気機能検査		
	10 心電図検査		
	11 関節部のエックス線直接撮影による検査		

エ 電離放射線業務従事職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
電離放射線業務に従事する職員	一次検診	6か月に1回	2～5の項目は、電離放射線障害防止規則第56条により省略することができる。
	1 既往歴および被爆歴の調査		
	2 白血球数および白血球百分率の検査		
	3 血液検査(赤血球数、血色素量またはハトクリット値の検査)		
	4 白内障に関する眼の検査		
5 皮膚の検査			

オ 鉛、四アルキル鉛業務従事職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
鉛、四アルキル鉛業務に従事する職員	1 業務の経歴の調査	6か月に1回 (条件により1年に1回)	以下の条件全てに該当する職員は全項目を1年に1回とすることができる。 ① 業務を行う場所における直近3回の作業環境測定の評価結果が第1管理区分に区分されたこと。 ② 同一職場で直近3回の健康診断の結果、当該労働者に異常所見がないこと。 ③ 直近の健康診断実施日からばく露の程度に大きな影響を与える作業方法の変更がないこと。 四アルキル鉛については、3および4の項目を次のとおりとする。 3 ①四アルキル鉛による自覚症状および他覚症状の既往歴の有無の検査 ② 5、6の項目についての既往の検査結果の調査 4 いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振せん、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他神経症状または精神症状の自覚症状または他覚症状の有無の検査 5、6の項目は医師の判断により1年以内に1回行えばよいこと。
	2 作業条件の簡易な調査		
	3 ①鉛による自覚症状および他覚症状の既往歴の有無の検査 ② 5、6の項目についての既往の検査結果の調査		
	4 鉛による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査		
	5 血液中の鉛の量の検査		
	6 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査		
	7 作業条件の調査		
	8 貧血検査		
	9 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査		
	10 神経学的検査		

カ 粉じん作業従事職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
粉じん作業に従事する職員	一次検診	3年に1回	回数について、じん肺法（昭和35年法律第30号）第8条第1項中特に定める者については、1年に1回とすること。
	1 粉じん作業についての職歴調査		
	2 既往歴の調査		

	3 胸部エックス線直接撮影		
一次検診の結果医師が必要と認めたもの	二次検診 1 自覚症状および他覚症状の有無 2 肺機能検査 3 結核精密検査等	3年に1回	回数について、じん肺法（昭和35年法律第30号）第8条第1項中特に定める者については、1年に1回とすること。 3の項目は、医師が必要と認めた場合に追加して行うこと

キ 介護業務等従事職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
介護業務に従事する職員および道路管理技術員等	一次検診 1 業務歴の調査 2 自覚症状の有無 3 視触打診(姿勢異常、脊椎の変形、圧痛の有無、ラセーク反射等) 4 運動機能検査	1年に1回	4 運動機能検査については、配置時および医師が必要と認める者のみ行う。

ク と畜・家畜業務従事職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
と畜・家畜業務に従事する職員	トキソプラズマ検査	1年に1回	

ケ 情報機器作業従事職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
全職員	問診 1 既往歴および業務歴の調査 2 自覚症状および他覚症状の有無	1年に1回	
問診の結果医師が必要と認めた者	健康診断 1 視力検査(遠視力、近視力、近点距離) 2 握力測定 3 視機能検査 4 脊柱の形態ならびに上肢および指機能検査 5 その他医師が必要と認める検査		拘束性のある作業は全て健診対象。 1日に4時間以上情報機器作業を行う者で、 ・常時ディスプレイを注視または入力装置を操作 ・休憩や作業姿勢の変更を制約

コ 深夜業務従事職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
深夜業務に従事する職員	1 既往歴および業務歴の調査 2 自覚症状および他覚症状の有無 3 身長、体重、腹囲、視力(遠視力、近視力)および聴力の検査 4 血圧測定 5 尿検査(蛋白、糖) 6 心電図検査 7 血液検査 ①貧血検査(赤血球数、血色素量) ②肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)) ③血中脂質検査(HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪) ④糖検査(ヘモグロビンA1c)	6か月に1回	定期健康診断を受けた者については、定期健康診断実施後6月間に限り省略できること。 心電図検査は35歳および40歳以上の職員について行うこと。 6、7の検査は医師の判断により年に1回行えばよいこと。

サ 有機りん剤取扱業務従事職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
有機りん剤取扱業務に従事する職員	1 既往歴および業務歴の調査 2 有機りん剤による自覚症状および他覚症状の有無 3 血清コリンエステラーゼ活性値検査	1年に1回	

シ B型肝炎感染予防対策

受診対象者	検査項目	回数	備考
血液を取り扱う業務を行う職員等業務上B型肝炎に感染するおそれのあるもの	1 HBs抗原およびHBs抗体検査 2 予防接種ワクチンの投与	原則年1回	抗体検査の結果、抗体価が陰性または減少した者に対して、ワクチン投与を行う。

ス C型肝炎健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
血液を取り扱う業務を行う職員等業務上C型肝炎に感染するおそれのあるもの	1 HCV抗体検査 必要時HCV核酸増幅検査	年1回	

セ 歯科医師による健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務に従事する職員	1 歯科医師による健康診断	6か月に1回	

(4) 海外派遣職員健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
6月以上本邦以外の地域に派遣される職員および派遣され帰国した職員	1 既往歴および業務歴の調査 2 自覚症状および他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査 4 胸部エックス線検査およびかくたん検査 5 血圧測定 6 貧血検査 (血色素量、赤血球数) 7 肝機能検査 (AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GTP) 8 血中脂質検査 (LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪) 9 尿検査(蛋白、糖)		ただし、過去6月以内に受けた検査項目については省略できること。

10	心電図検査			
11	腹部画像検査		11から16の項目は医師が必要と認めた場合に行うこと。	
12	糖検査（ヘモグロビンA1c）			
13	血液中の尿酸の量の検査			
14	B型肝炎ウイルス抗体検査			
15	A B O式およびR h式の血液型検査			派遣前に限る。
16	糞便塗抹検査			帰国後に限る。

(5) その他健康管理上必要と認める健康診断

ア リスクアセスメント対象物健康診断

ア - 1 労働安全衛生規則第577条の2第3項に基づく健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
総括安全衛生管理者が必要と認めた職員	1 業務歴の調査 2 作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価 3 自他覚症状の有無 4 必要に応じて標的とする健康影響に関するスクリーニングにかかる検査等必要な検査	事案ごとに別途定める	検査項目の詳細は事案ごとに別途定める

ア - 2 労働安全衛生規則第577条の2第3項に基づく健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
総括安全衛生管理者が必要と認めた職員のうち			
「8時間濃度基準値」を超えてばく露した場合でただちに健康影響が発生している可能性が低いと考えられる職員	1 業務歴の調査 2 作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価 3 自他覚症状の有無 4 その他必要な検査	事案ごとに別途定める	「濃度基準値」とは労働安全衛生規則第577条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める濃度の基準 検査項目の詳細は事案ごとに別途定める

「8時間濃度基準値」を超えてばく露した場合で健康影響の発生が懸念される場合	1 急性以外の標的影響（遅発性健康障害を含む）のスクリーニングに係る検査項目 2 その他必要な検査		
「短時間濃度基準値（天井値を含む）」を超えてばく露した場合	1 主として急性の影響に関する検査項目 2 その他必要な検査		

イ 臨時健康診断

受診対象者	検査項目	回数	備考
総括安全衛生管理者が必要と認めた職員	<ul style="list-style-type: none"> ・発生し、または発生するおそれのある伝染病で総括安全衛生管理者が必要と認めた項目 ・長時間労働を行った職員に対する産業医による面接指導の結果、総括安全衛生管理者が必要と認めた項目 	随時	

3 健康管理指導区分

(1) 雇入時健康診断、定期健康診断

ア 生活規正面

指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準
区 分	内 容	
A	勤務を休む必要のあるもの	休暇または休職の方法により、療養のため必要な期間勤務をさせない。
B	勤務に制限を加える必要のあるもの	症状によって、職場の変更、勤務場所の変更、休職等の方法により勤務を軽減し、かつ深夜勤務時間外勤務および長期または遠方への出張をさせない。
C	勤務をほぼ正常に行ってもよいもの	症状によって、深夜勤務、時間外勤務および長期または遠方への出張を制限する。
D	平常の生活でよいもの	

イ 医療面

指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準
区 分	内 容	
1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関の紹介等により適正な治療を受けさせるようにする。
2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査および発病、再発防止のため必要な指導等を行う。
3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

(2) 特殊業務従事職員健康診断

ア 特定化学物質、有機溶剤、高気圧、放射線、鉛、介護、情報機器、有機りん

管理区分	症 状 区 分	事 後 措 置
管理A	健康診断の結果異常が認められないもの	措置を要しない
管理B1	一次健康診断のある検査項目に異常が認められるが、医師が二次健康診断を必要としないもの	医師が必要と認める検診又は検査を医師が指定した期間ごとに行い、必要に応じて就業制限
管理B2	二次健康診断の結果管理Cには該当しないが、当該因子によるか、又は、当該因子による疑いのある異常が認められるもの	
管理C	健康診断の結果当該因子による疾病にかかっている場合	当該業務への就業禁止および療養を必要とする
管理R	健康診断の結果当該因子による疾病または異常を認めないが、当該業務に就業することにより増悪するおそれのある疾病にかかっている場合または認められる場合	当該業務への就業制限、当該疾病および異常に対する療養その他の措置
管理T	健康診断の結果当該因子に以外の原因による疾病にかかっている場合、または異常が認められる場合(管理Rに属するものは除く)	当該疾病に対する療養その他の措置を必要とする
管理T0	管理Tに含まれるが、直ちに治療が必要としないもの	医師が指示した期間又は次回の健診まで経過の観察
再検査 精密検査	一時検査で異常が認められ再検又は、精密検査および必要な鑑別診断の結果判定を要するもの	

イ 粉じん（じん肺）

じん肺 管理区分	じん肺健康診断の結果	
管理 1	じん肺の所見がないと認められるもの	
管理 2	エックス線写真の像が第 1 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの	
管理 3	イ	エックス線写真の像が第 2 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第 3 型または第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る）でじん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 4	(1) エックス線写真の像が第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 を超えるものに限る）と認められるもの (2) エックス線写真の像が第 1 型、第 2 型、第 3 型または第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの	

ウ と畜・家畜（トキソプラズマ）

管理区分	判 定	事 後 措 置
管理 A	陰 性	措置を必要としない
管理 B	陽 性	再検査について、医師と相談のうえ、その指示に従う

エ 深夜業務従事職員健康診断

特定化学物質〔ホルムアルデヒド、エチレンオキシド〕取扱従事職員健康診断
定期健康診断の健康管理指導区分による

4 実施方法等

健康診断の実施方法等については、その都度定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 5 年 5 月 18 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 6 年 7 月 22 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成10年3月19日から施行する。

付 則
この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (定期健康診断(循環器検診) - 二次検診基準と検診項目)

一次検診項目	二次検診基準	検診項目
問診(既往症、自覚症状等)	(1) 肥満度(BMI) ふとり過ぎ 25.0以上 腹囲 男性 85.0cm以上 女性 90.0cm以上	血液検査(HDLコレステロール(HDL-ch)、LDLコレステロール(LDL-ch)、中性脂肪(TG)、尿酸(UA)、血糖(GL)、ヘモグロビンA1c、AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GTP)
	(2) 病歴 高血圧	血圧有所見者の検査項目に同じ
	高尿酸血症、腎炎	尿蛋白(+)以上の検査項目に同じ
	糖尿病	尿糖(+)以上の検査項目に同じ
	脂質異常症	血液検査(HDLコレステロール(HDL-ch)、LDLコレステロール(LDL-ch)、中性脂肪(TG))
	脳出血、脳梗塞	血圧有所見者の検査項目に同じ
	心筋梗塞、狭心症、心筋炎、心筋症	血圧有所見者の検査項目に同じ
	ただし、医療機関で治療中の者は除くことができる。	
	(3) 自覚症状等で異常を訴える者	別表2による
	(4) その他医師が必要と認める者	
血 圧	血圧有所見者 最高140又は最低90以上	血液検査(HDLコレステロール(HDL-ch)、LDLコレステロール(LDL-ch)、中性脂肪(TG)、クレアチニン(CRN)、e-GFR、尿酸(UA)) 心電図 眼底検査(40歳以上)
尿 検 査	(1) 尿蛋白(+)以上	血液検査(クレアチニン(CRN)、e-GFR、尿酸(UA))
	(2) 尿糖(+)以上	血液検査(HDLコレステロール(HDL-ch)、LDLコレステロール(LDL-ch)、中性脂肪(TG)、血糖(GL)、ヘモグロビンA1c、) 眼底検査(40歳以上)
昨年度検査結果より	(1) 血清脂質検査 ・HDLコレステロール 40mg/dl未満 ・中性脂肪 300mg/dl以上 ・LDLコレステロール 160mg/dl以上	血圧有所見者の検査項目に同じ
	(2) 血糖がHbA1c6.5%以上または随時血糖が126mg/dl以上 ※特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)の「詳細な健診」の基準に該当した者	心電図(40歳以上) 眼底検査(40歳以上)

別表2 自覚症状と検査項目（定期健康診断）

自覚症状	検査項目
めまい たちくらみ	血液検査（貧血） 赤血球数、血色素量、ヘマトクリット
息切れ 急な動悸 不整脈	血液検査（貧血） 赤血球数、血色素量、ヘマトクリット
胸痛	心電図
倦怠感 疲労感 痩せてきた	血液検査（肝機能、腎機能、貧血、糖尿病） AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GTP、クレアチニン、e-GFR、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット、血糖、ヘモグロビンA1c
口の乾き	血液検査（糖尿病） 血糖、ヘモグロビンA1c
吐き気	血液検査（肝機能） AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GTP
頻尿	血液検査（糖尿病・腎機能） 血糖、ヘモグロビンA1c、クレアチニン、e-GFR
関節痛	血液検査（尿酸） 尿酸

B型肝炎感染予防対策実施要領

1. 目的

B型肝炎感染の予防を図るため、感染の危険のある職場に勤務する職員に対しB型肝炎感染 予防対策を講じ、もって健康の維持と災害防止に努める。

2. 抗原抗体検査

(1) 検査対象者

抗原抗体検査（以下「検査」という。）の対象者は、主として血液を取り扱う業務を行う職員等業務上B型肝炎に感染するおそれのあるもので、別表（1）に掲げる職員とする。

(2) 検査項目

検査項目はHB s 抗原およびHB s 抗体検査とする。

(3) 検査回数

原則として年1回とする。

(4) 検査結果の通知

検査結果は、産業医および本人に通知するものとする。

検査結果の記録は、本人が行う。

3. 予防接種ワクチンの投与

(1) 投与対象者

B型肝炎ワクチン（以下「ワクチン」という。）の投与を受ける職員は、主として血液を取り扱う業務を行う職員等業務上B型肝炎に感染するおそれのある職員（特に感染の危険が高いと判断されるものに限る。）で別表（2）に掲げるものとする。

ただし、当該職員にワクチンの接種の意志がない場合はこの限りでない。

(2) 再投与

前号のワクチンを投与した職員のうち、抗体価が減少したものに対しては、ワクチンを再投与するものとする。

4. 検査結果後の措置

検査の結果、HB s 抗原が陽性である職員で産業医が受診を指示したものは、医師の診察を受け、その結果を産業医に報告すること。

5. 予防措置

(1) 検査対象者の所属する所属長は、各所属の実態に応じたB型肝炎予防措置、衛生教育を実施しなければならない。

(2) 感染の危険のある職場に勤務する職員は、B型肝炎に感染しないように、必要の都度、手袋の着用などの防護措置に努めなければならない。

6. 汚染事故の対応

万一、汚染事故が発生した場合は、医師の診察を受け必要に応じて免疫グロブリンおよびワクチンを48時間以内に投与すること。

グロブリンおよびワクチンの投与については、原則として被災職員に対して公務災害の認定請求を行うよう指導するものとする。

別 表

(1) 要領2の(1)の対象者については、当面、次のとおりとする。

総務事務・厚生課、防災危機管理局、各保健所、近江学園、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、その他必要と思われる所属のうち、医師、看護師、保健師、検査技師等で、所属長が必要と認める者。

(2) 要領3の(1)の対象者については、当面、次のとおりとする。

総務事務・厚生課、防災危機管理局、各保健所、近江学園、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、その他必要と思われる所属のうち、医師、看護師、保健師、検査技師等で、所属長が必要と認める者。

解 説

I 抗原・抗体検査

① 検査対象者

検査対象者の選定は、所属長が職種・業務内容等を勘案して決定するが、他の所属との均衡を図るため、産業医による巡視を行い、変更を協議することもある。

② 検査回数

原則としては年間1回とする。

また、ワクチン接種者や既に抗体が陽性の者については抗体価を管理するために年1回の抗体検査を継続して行うものとする。

II 予防接種ワクチン投与

① 対象者

接種対象者の選定は、所属長が職種・業務内容等を勘案して決定するが、他の所属との均衡を図るため、産業医による巡視を行い、変更を協議することもある。

また、職員の健康管理はもとより予防対策上、全くの希望制では感染防止できないので、原則として対象所属の該当者は全て接種することとし、諸般の事情で接種できない(しない)職員は除くものとする。

② 再投与

ワクチン接種による抗体価は各人により様々であるが、時間の経過とともに陰性になった場合は、抗体価を上げるため医師の判断により再投与すること。

III 検査結果後の措置

検査結果により担当医が必要と認めた場合は、医療機関において精密検査および肝機能検査等をうけること。

IV 予防措置

健康管理については従来から健康診断が全てのように考えられているが、本来は予防措置を充分に行うことが大切であるので、別紙1を参考にして早急に予防対策を講じること。

V 汚染事故の対応

HBウィルス汚染事故が発生した場合は、早急に別紙2のとおり救急措置を講じること。

また、汚染事故における公務災害の認定は、様々なケースがあるため、その都度十分に協議のうえ認定請求を行うものとする。

そのためにも、日頃からの予防措置、抗原・抗体検査、事故発生時の対応を正確に行うこと。

別紙 1

<予 防 措 置>

1. 各機関は、B型肝炎予防対策委員会（仮称）を設置し、各所属、職場に応じたB型肝炎予防対策を講じること。
委員会は次の事項について立案、実施するものとする。
 - （1）各職種、各職域ごとの予防対策を講じること。
 - （2）予防対策の監視、指導に関すること。
 - （3）職員の教育、研修に関すること。
 - （4）職員のB型肝炎検査の実施、検査結果に関すること。
 - （5）その他、感染防止対策に関すること。

2. 委員会の構成
委員会の委員は各所属の実情に応じて決定し、委員長は所属長があたること。

3. 委員会での予防対策の内容は次のような項目を織り込むこと。
 - （1）汚染注射針刺入の防止
 - ① 注射針は出来るだけ、使い捨てを用いること。
 - ② 使用済みの注射針は再キャップし、焼却、滅菌のうえ処理すること。
 - （2）血液付着の予防
 - ① 血液が付着するおそれのある場合は、手袋等を着用すること。
 - ② 血液の飛沫をあびるおそれのある場合、予防衣、マスクを着用すること。
 - （3）その他
 - ① 血液取扱場所においては、飲食、喫煙を禁止すること。
 - ② 手洗いを励行すること。
 - ③ その他必要と認められる予防措置を講ずること。

4. 所属長および職員は決定された予防措置を守り、事故防止に努めること。

別紙 2

<汚染事故発生の措置>

HB ウィルス汚染事故が発生した場合は次の措置を行う。

- (1) 職員は汚染事故が発生した場合、直ちに文書により事故発生届（様式1）を所属長に提出する。
- (2) 所属長は職員から事故発生届を受理した場合、適切な措置を講ずる。
 - ① 直ちに消毒を行う。（別表1のとおり）
 - ② 所属長は事故の状況、職員の申し出等により、必要と認めた場合は県立総合病院の医師に受診することを指示し、担当医を通して県立総合病院に依頼することとする。（別表2のとおり）

なお、依頼を受けた医師がグロブリンおよびワクチン投与を必要と認めて投与した場合は、被災職員に対し公務災害として認定請求するように指導するものとする。

注 ②の事故発生直後の県立総合病院への受診は職務命令として取り扱う。
その後、公務災害として認定された場合、受診行為は特別休暇として取り扱う。

(様式1)

HBウイルス汚染事故報告書

事故者、職氏名	職 氏名
事故発生日時	
事故発生場所	
事故発生状況	
措置の状況（消毒・検査等）	

上記の通り報告します。

令和 年 月 日

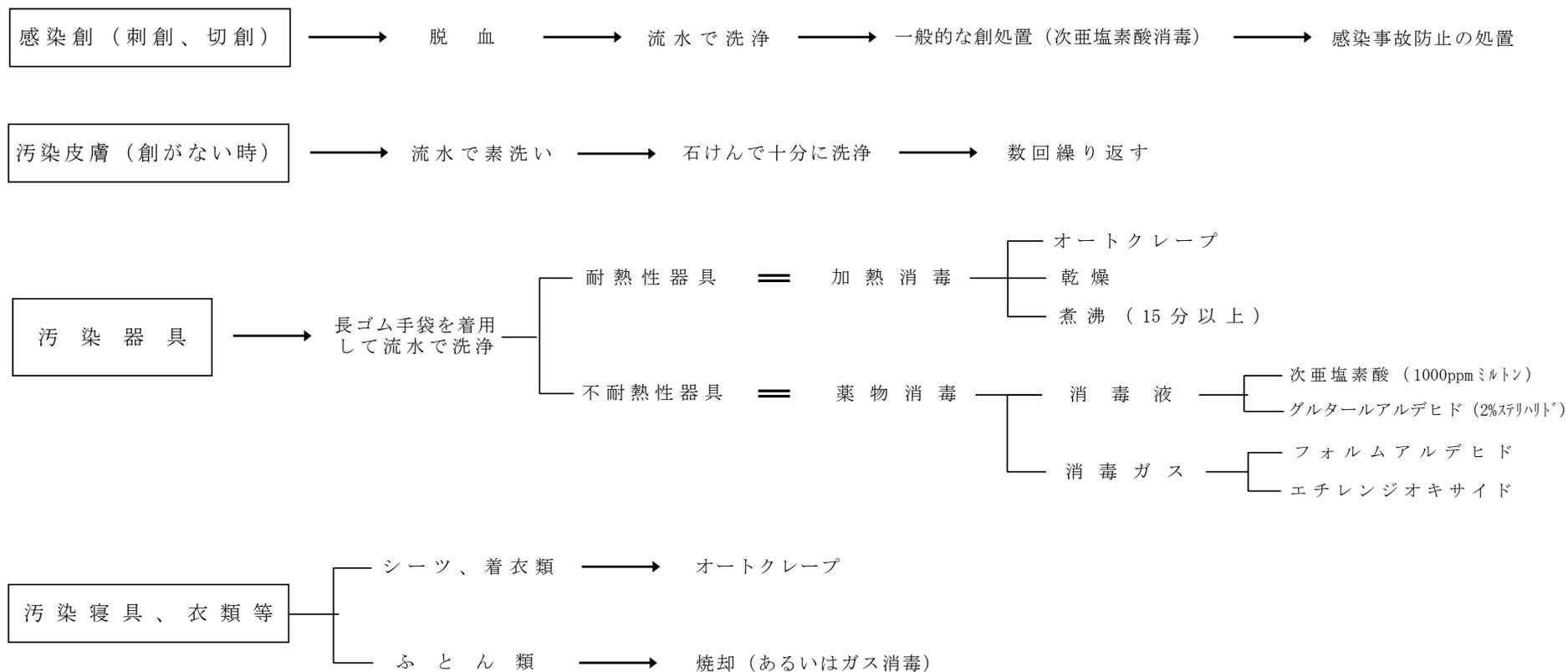
所属長 様

事故者 職 氏名 印

事故者の
直属の上司 職 氏名 印

(別表1)

HBウイルスの消毒法



- ※ その他
- 1 流水で洗浄中、周囲へ飛沫しないよう注意すること。
 - 2 洗浄後の流しには2.5%ステリハイドを散布しておくこと。
 - 3 使用済みのゴム手袋は焼却する。

B型肝炎抗原・抗体検査受診者調査表

所属名 _____

NO	職名	職員番号	氏名	性別	血液取扱い業務の内容	接触の頻度	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

合計	名
----	---

C型肝炎健康診断実施要領

1 目的

この健康診断は、業務上C型肝炎ウイルスを保有する血液に接する機会が多い職員に対し、C型肝炎ウイルス感染の予防を目的として実施する。

2 検査対象者

採血及び血液検査業務に従事するC型肝炎に感染する恐れのある職員のうち、C型肝炎健康診断の受診を希望する職員

3 検査項目

HCV抗体検査

必要時、HCV核酸増幅検査を実施する

4 検査回数

年1回とする

5 検査結果に基づく事後措置

(1) HCV抗体「高力価」・HCV核酸増幅検査「陽性」者産業医が受診を指示した者は、医師の診察を受け、その結果を産業医に報告すること。

(2) HCV抗体「陰性」・HCV核酸増幅検査「陰性」者
当該年度は検査終了とする

C型肝炎検査受診者調査表

所属名 _____

NO	職名	職員番号	氏名	性別	血液取扱い業務の内容	接触の頻度	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

合 計	名
-----	---

健康管理個人票必要数（新採等）	冊
-----------------	---

滋賀県職員結核（感染）予防対策実施要領

1 目的

結核発病の予防を図るため、感染のおそれのある業務に従事する県職員に対し、結核感染予防対策を講じ、もって健康の保持増進に努める。

2 検査対象者

検査の対象者は、結核に感染するおそれのある次に掲げる所属に勤務する職員のうち、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士等で、特に感染する恐れのある業務に従事している者とする。

検査対象所属は次のア、イのとおりとする。

ア. 各保健所、衛生科学センター

イ. 総合保健専門学校、看護専門学校

3 検査時期および実施方法

(1) 原則として年1回とし、定期健康診断でT-S P O Tを実施する。

(2) T-S P O Tの結果が判定保留、判定不可者に対して、再検査を実施する。

(3) 検査の結果から医師の診察が必要と認められた者については、産業医の指示により医療機関に受診させる。

4 検査結果の通知

検査結果は、所属長を経由し、本人に通知する。

5 事後措置

検査の結果、産業医が事後措置を必要と認めた職員については、必要とされる期間に、エックス線検査等を実施しなければならない。

6 予防措置

(1) T-S P O T検査対象者の所属する所属長は、各所属の実態に応じた結核感染予防措置並びに衛生教育を実施しなければならない。

(2) 感染のおそれのある業務に従事する職員は、結核に感染しないように、それぞれの状況に応じた防護措置に努めなければならない。

付 則

この要領は、平成11年9月16日から実施する。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

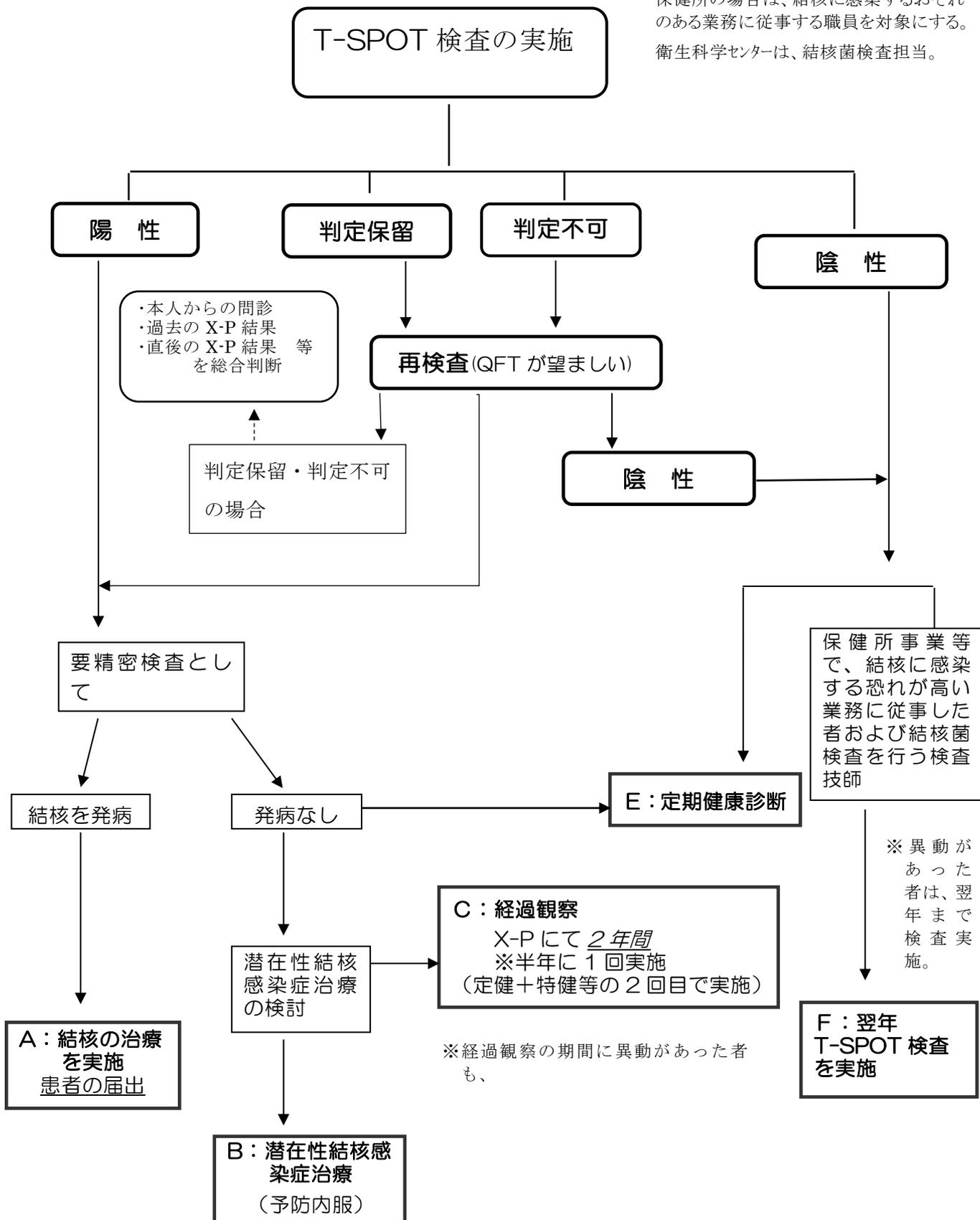
この要領は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

職員の結核感染予防対策（T-SPOT 検査実施におけるフォロー図）

対象職員：結核業務従事職員
 保健所の場合は、結核に感染するおそれのある業務に従事する職員を対象にする。
 衛生科学センターは、結核菌検査担当。



麻しん感染予防対策実施要領

I 目的

麻しん発病の予防を図るため、感染のおそれのある業務に従事する県職員に対し、麻しん感染予防対策を講じ、もって健康の維持に努める。

II 麻しん抗体検査および麻しんワクチン接種の対象者の範囲

保健所、衛生科学センターおよび感染症対策主管課に所属する職員で、麻しん患者およびその疑いがある患者、接触者等の疫学調査やその検査を行う業務（以下、「麻しんにかかる疫学調査等」という。）に従事する職員

III 麻しん抗体検査

1 麻しん抗体検査の対象者

麻しん抗体検査（以下「抗体検査」という。）の対象となるのは、IIに定める対象者の範囲のうち、次のいずれかに該当する職員とする。

- ①令和6年度（2024年度）以降に抗体検査を受けたことのない職員（これまでの麻しんワクチン（以下「ワクチン」という。）接種歴を問わない）
- ②令和6年度（2024年度）以降に追加のワクチン接種を受けた職員で、その翌年度以降、抗体検査を受けていない職員
- ③ワクチン接種歴（接種歴に0歳でのワクチン接種は含めない。以下、同様）がない、または接種歴不明の職員として令和6年度（2024年度）以降に受けた最初の抗体検査の結果が基準値を満たしていた職員のうち、抗体検査を受けた年の翌年度から4年以上経過後（抗体検査を受けた年度を0年として起算）に再度の抗体検査を受けていない職員

例：令和6年度（2024年度）に抗体検査を受けて基準値を満たしているためワクチンの追加接種を行っていない

→ 令和11年度（2029年度）以降にIIの対象者となった場合、もう一度、抗体検査を受ける

- ④ワクチン接種歴が1回の職員として令和6年度（2024年度）以降に受けた最初の抗体検査の時期がワクチン接種後6年未満（ワクチン接種年度を0年で起算）であり、かつ、抗体検査の結果が基準値を満たしていた職員のうち、ワクチン接種後6年以上経過後に再度の抗体検査を受けていない職員

例：ワクチンを令和3年度（2021年度）に1回だけ接種済み

令和6年度（2024年度）に抗体検査を受けて基準値を満たしているためワクチンの追加接種を行っていない

→ 令和10年度（2028年度）以降にIIの対象者となった場合、もう一度、抗体検査を受ける

2 検査対象者の把握

- (1) 年度当初におけるワクチン接種状況の確認

所属長は、麻しんにかかる疫学調査等に従事する職員について、ワクチンの接種歴（接種日、接種したワクチンの種類、接種した医療機関）を確認し、健康管理システムに入力する。

接種歴は、母子手帳、ワクチン接種を受けた証明書等の記録により確認をすること。記録等がない場合は、「接種歴不明」の扱いとする。

（２）抗体検査対象者の報告

所属長は、当該年度の麻しんにかかる疫学調査等に従事する職員を選定し、そのうち、抗体検査の対象となる職員について別途通知に基づき報告すること。

なお、流行状況や予算の状況により、報告者数の上限を設定する。

3 抗体検査のための採血実施時期

定期健康診断の機会を利用して実施する。

4 抗体検査による判定

（１）抗体検査の結果により、追加のワクチン接種の要否は、別表１に基づき判定する。

（２）麻しんにかかる疫学調査等への従事可否は別表２に基づき判定する。

ただし、衛生科学センターの職員が「判定保留（従事不可）」「従事不可」に該当した場合は、所属長の判断のもと感染予防策を徹底したうえで引き続き検査業務に従事することは可能とする。この場合でも、「判定保留（従事不可）」に該当した職員は、必要な追加ワクチンを接種し、翌年度以降の抗体検査を受けること。

5 抗体検査の結果通知

抗体検査の結果は、所属長および本人に通知するものとする。

検査結果は、健康管理システムで記録する。

IV ワクチン

1 ワクチンの接種（追加ワクチン）

（１）ワクチン接種歴が接種なし、不明、あるいは１回の職員のうち、抗体検査の結果、別表１の区分で「基準を満たさない」に該当した場合は、それぞれの区分に応じて１回または２回のワクチンを接種する。

ただし、令和６年度（２０２３年）以降にすでに追加ワクチンを１回接種している職員やワクチンを２回接種済みの職員で、「基準を満たさない」に該当した職員については、追加のワクチン接種は行わない。なお、当該職員について、所属長は感染のリスクのある業務に従事させないよう配慮すること。

（２）１回目のワクチン接種から少なくとも４週間以上の間隔を空けて２回目のワクチンを接種する。

（３）接種するワクチンの種類は、麻しんワクチン（単体）あるいは麻しん風しん混合ワクチンのどちらでも可能とする。

（４）ワクチン接種後は、接種証明書の交付を受けること。

2 ワクチン接種にあたっての留意点

ワクチン接種は推奨するものであって、任意接種として行う。

女性の接種にあたっては、プライバシーに十分配慮したうえで、妊娠していないこと、妊娠している可能性がないことを確認し、ワクチン接種前1か月と接種後2か月は妊娠を避けるよう注意喚起を行うこと。

3 ワクチン接種の記録

接種日、接種したワクチンの種類、接種した医療機関等の記録を健康管理システムに入力する。

V 予防措置

- (1) 麻しんにかかる疫学調査等に従事する職員の所属長は、各所属の実態に応じた麻しん感染予防措置並びに衛生教育を実施しなければならない。
- (2) 麻しんに感染するおそれのある業務に従事する職員は、感染しないようにそれぞれの状況に応じた防護措置に努めなければならない。

付則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、健康管理システムの運用が開始されていない場合は、別に記録を残し、運用開始後にシステムへ入力することとする。

別表1 抗体価の判定および追加ワクチンの必要性の有無

当該抗体検査を受けるまでのワクチン接種歴		ワクチン接種歴なし または不明		ワクチン接種 歴1回	ワクチン接種歴 2回	ワクチン接種歴 なし、不明、1 回、2回
検査法	EIA法 (IgG)	2.0未満	2.0以上 16.0未満	16.0未満	16.0未満	16.0以上
	PA法	1:16未満	1:16、1: 32、1:64、 1:128	1:16未満 1:16、1:32 1:64、1:128	1:16未満 1:16、1:32 1:64、1:128	1:256以上
	中和法	1:4未満	1:4	1:4未満、 1:4	1:4未満、 1:4	1:8以上
判定		基準を満たさない				基準を満たす
追加ワクチンの必要性		あと2回の ワクチン接 種が必要	あと1回の ワクチン接 種が必要	あと1回のワ クチン接種が 必要 ただし、令和6 年度以降に追加 ワクチン接種済 みの場合は、新 たなワクチン接 種は不要	ワクチン接種は 不要	ワクチン接種は 不要(抗体陽性)

注：(一社)日本環境感染学会 「医療関係者のためのワクチンガイドライン」第3版に基づき作成

別表2 麻しんにかかる疫学調査等への従事可否

	①令和6年度（2023年）以降で最初の抗体検査				②追加ワクチン接種後の抗体検査	③条件付きで従事可能だった者の再度の抗体検査
	a 過去のワクチン接種歴が 接種なし・不明・の者	b 過去のワクチン接種歴が 1回の者 （ワクチン接種の翌年度から抗体検査までの期間が6年以上経過していない者）	c 過去のワクチン接種歴が 1回の者 （ワクチン接種の翌年度から抗体検査までの期間が6年以上経過している者）	d 過去のワクチン接種歴が2回の者	e 追加ワクチンを1回または2回接種済みの者	f 左のaまたはbで基準値を満たしたが、【条件】により再度抗体検査を受ける者
基準値を満たしている場合	条件付きで従事可能 【条件】 抗体検査を受けた年度の翌年度から4年以上経過後に再度抗体検査を受けること。	条件付きで従事可能 【条件】 ワクチン接種年度の翌年度から6年以上経過後に再度抗体検査を受けること。	従事可能	従事可能	従事可能	従事可能
基準値を満たしていない場合（※）	判定保留（従事不可） 必要な追加ワクチンを接種後、翌年度以降の抗体検査の結果により判定			従事不可	従事不可	従事不可

（※）衛生科学センターの職員が「基準値を満たしていない場合」に該当したとき、所属長の判断のもと感染予防対策徹底したうえで検査業務に従事することは可能